

令和7年度第4回会津若松市地域公共交通会議
(書 面 開 催)

議 事

- (1) 議案第4号 令和7年度会津若松市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入事業）について
- (2) 報告第4号 第1回会津若松市運賃協議分科会の協議結果について

会津若松市地域公共交通会議 委員・事務局名簿

(任期：令和6年3月23日～令和8年3月22日)

委 員					
No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏 名	役職
1	一般乗合旅客自動車 運送事業者の代表	会津乗合自動車 株式会社	代表取締役社長	佐藤 俊材	
2	一般貸切旅客自動車運 送事業者の代表	イズミ交通株式会社	代表取締役	坂内 金一	
3	一般乗用旅客自動車 運送事業者の代表	会津交通株式会社	代表取締役	吉田 正寿	
4	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎	
5	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	一般社団法人 福島県タクシー協会	専務理事	菊田 善昭	
6	鉄道事業者の代表	東日本旅客鉄道 株式会社東北本部	企画総務部経営戦略 ユニット企画課長	小池 靖人	
7	鉄道事業者の代表	会津鉄道株式会社	取締役	小林 泰樹郎	
8	住民（又は利用者）の代表	会津若松市区長会	副会長	渡部 美次	副会長
9	住民（又は利用者）の代表	会津若松市 老人クラブ連合会	社会奉仕厚生部長	津田 三雄	
10	住民（又は利用者）の代表	真珠の会	会計監査	岩橋 幹哉	監事
11	住民（又は利用者）の代表	公募委員		山田 利彦	
12	住民（又は利用者）の代表	公募委員		依田 みき	
13	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局長が 指名する者	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩	
14	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所長が 指名する者	国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所	調査課長	松山 智	
15	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	会津乗合自動車労働組合	執行委員長	遠藤 章	
16	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	全福島ハイヤータクシー 労働組合 会津交通支部	執行委員長	出羽 東	
17	福島県会津地方振興局長が 指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境整備部長兼 県民生活課長	諏訪 慎弥	
18	福島県会津若松 建設事務所長が指名する者	福島県会津若松 建設事務所	企画調査課長	浅野 正生	
19	福島県会津若松警察署長が 指名する者	福島県会津若松警察署	交通第一課長	佐藤 祐一	
20	会津若松商工会議所会頭が 指名する者	会津若松商工会議所	専務理事	三橋 明伸	監事
21	学識経験者	福島大学経済経営学類 前橋工科大学学術研究院	教授 特任教授	吉田 樹	
22	自家用有償旅客運送を 行っている特定非営利活動 法人等の団体に所属する 者のうちその代表者が 指名する者	特定非営利活動 法人みんなと湊 まちづくり ネットワーク	事務局長	坂内 美智男	
23	会津若松副市長	会津若松市	副市長	目黒 要一	会長
24	会津若松市企画政策部長	会津若松市	企画政策部長	佐藤 浩	副会長

<オブザーバー> ※議事内容により適宜変更

(関係市町村) 喜多方市地域振興課、会津美里町政策財政課、会津坂下町政策財務課、湯川村総務課

(一般乗合事業者) 会津乗合自動車株式会社 輸送管理課、合資会社 広田タクシー

(市関係課) 河東支所、北会津支所

<事務局> 会津若松市企画政策部企画調整課

令和7年度会津若松市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入事業）について

令和7年度会津若松市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入事業）について、以下のとおり提案する。

記

1. 経過及び理由

- ・会津乗合自動車株式会社より令和7年度の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して福祉タクシーを導入したいとの申し出がある。
- ・この補助制度を活用するには、生活交通改善事業計画を地域公共交通会議において策定し提出する必要がある。
- ・当該補助申請にかかる事業計画については、令和4年3月に策定した地域公共交通計画において、「施策⑤ 利用環境の改善 2 情報・乗場・車両の見直し」として順次取り組みを進めていくものと位置づけている。

2. 事業計画の内容 ※【資料】令和7年度会津若松市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入事業）のとおりに

(1) 事業内容

福祉タクシーの導入 1台（導入事業者：会津乗合自動車株式会社）

(2) 国庫補助申請額

400千円

※本計画に基づき事業者が補助申請を行う

<参考> 地域公共交通バリア解消促進事業の概要

地域公共交通バリア解消促進等事業 (バリアフリー化設備等整備事業) 国土交通省

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。

・補助対象事業者: 交通事業者等 ・補助率: 1/3等

○鉄道駅、旅客ターミナル (バス・旅客船・航空旅客) のバリアフリー化、待合・乗継施設整備 (段差の解消 (※)、視覚障害者誘導用ブロックの整備等)

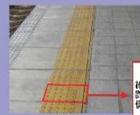
補助率: 1/3



車椅子用階段昇降機



視覚障害者誘導用ブロック



○ノンステップバス・リフト付きバスの導入
補助率: 1/4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1/2のいずれか低い方 (上限140万円)



ノンステップバス



リフト付きバス

○福祉タクシーの導入
補助率: 1/3



福祉タクシー

※駅等のエレベーター整備など交通サービスのインバウンド対応は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等において支援。

<参考> 地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用したバリアフリー対応車両導入の経過
平成29年度

- ・会津乗合自動車株式会社でリフト付き中型バス車両2台 (ハイカラさん) を導入
- ・会津乗合自動車、会津交通、広田タクシーでジャパントクシー11台を導入

平成30年度

- ・会津交通でジャパントクシー1台を導入

令和2年度

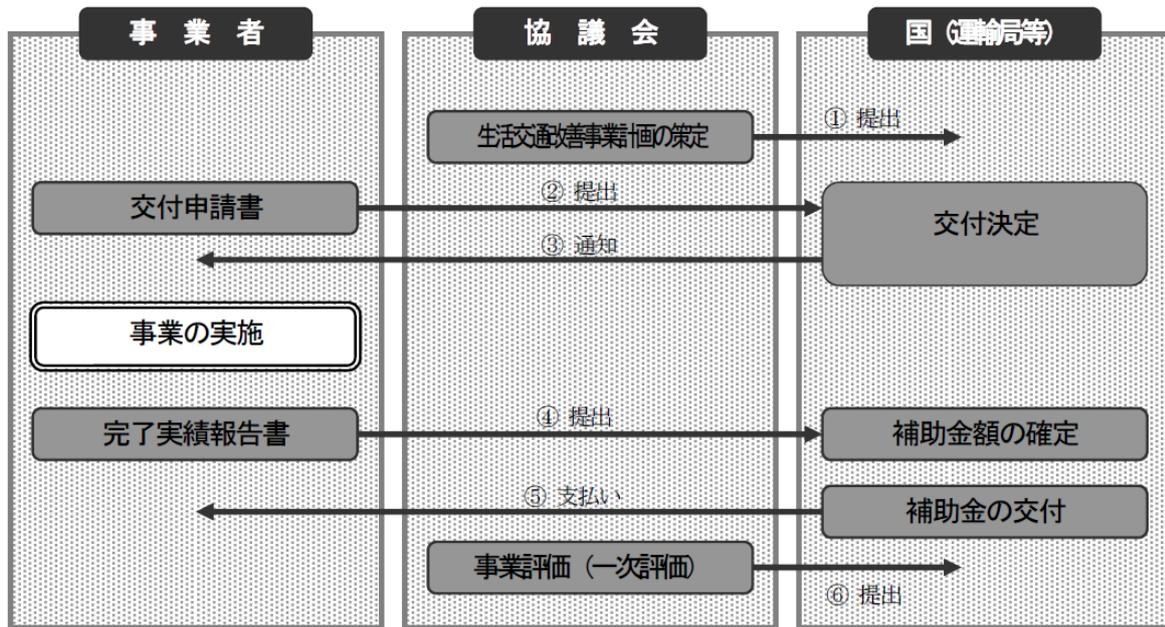
- ・白虎タクシーでジャパントクシー2台を導入

<参考> ジャパントクシーの概要

国土交通省が定めるユニバーサルデザインタクシーの認定要件に適合するトヨタ自動車が販売する車種



<参考>申請に係る手続きについて



生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入事業）

（策定年月日）令和7年 月 日

（協議会名称）会津若松市地域公共交通会議

（代表者名） 会長 会津若松市副市長 目黒 要一

1. 生活交通改善事業計画の名称					
令和7年度会津若松市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入事業）					
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性					
<p>令和4年3月に策定した「会津若松市地域公共交通計画」において、快適な暮らしと活力あるまちづくりの実現に寄与する利便性が高く持続可能な公共交通を目指し、各公共交通の利用環境を改善する施策の取組として「情報・乗場・車両の見直し」を掲げ、低床バス等の導入について、順次取り組みを進めていくこととしている。</p> <p>本事業は、計画に基づく事業としてユニバーサルデザインタクシー・福祉タクシー（以下「UDタクシー等」という。）の導入を図るものである。</p>					
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果					
（1）事業の目標					
令和8年度までに会津若松市内の法人タクシー総台数の約15%をUDタクシー等とすることを目標とする。					
（2）事業の効果					
UDタクシー等を導入することにより、高齢者や妊婦、車いす利用者等の移動への負担が軽減され、これまで自家用車で送迎されていた利用者などがUDタクシー等の利用に移行することも見込まれることから、公共交通利用者の増加が期待できる。					
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者					
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）					
令和7年度におけるUDタクシー等の導入計画 福祉タクシーの導入 1台 ・会津乗合自動車（株）・・・・・・・・・・・・トヨタ 1台					
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）					
会津若松市全社ともに身体1割引、知的1割引、精神1割引（免許返納割引1割引）					
（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）					
なし					
5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和7年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー等 導入事業	2,722千円	400千円	千円	千円	2,322千円
	100.00 %	14.7 %	%	%	85.3 %
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
UDタクシー等 導入事業			——									
			●	●								
3月31日 完了 1台												
7. 協議会の開催状況と主な議論												
令和7年9月 会津若松市地域公共交通会議（書面協議）※予定 ・令和7年度会津若松市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入事業）												
8. 利用者等の意見の反映												
時期	事柄				内容							
平成25年度～随時	会津若松市自立支援協議会(会津若松市)				福祉、医療、教育、雇用、交通を含めた関係機関により構成し、障がいのある方を支援する仕組みづくりを検討							
平成26年12月3日	公共交通利便性向上・バリアフリー促進会議(福島運輸支局主催)				会津若松市の公共交通に係るバリアフリー施策等について意見交換							
平成27年10月6日	公共交通利便性向上・バリアフリー促進会議(福島運輸支局主催)				会津若松市の公共交通に係るバリアフリー施策等について意見交換							
9. 協議会メンバーの構成員												
関係都道府県	福島県会津地方振興局											
関係市町村	会津若松市企画政策部											
交通事業者・交通施設管理者	会津乗合自動車株式会社 イズミ交通株式会社 会津交通株式会社 公益社団法人福島県バス協会 一般社団法人福島県タクシー協会 東日本旅客鉄道株式会社東北本部 会津鉄道株式会社 特定非営利活動法人みんなと湊まちづくりネットワーク 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所 福島県会津若松建設事務所 福島県会津若松警察署											
地方運輸局	国土交通省東北運輸局福島運輸支局											
その他協議会が必要と認める者	会津乗合自動車労働組合 全福島ハイヤータクシー労働組合会津交通支部 会津若松市区長会 会津若松市老人クラブ連合会 真珠の会 公募委員2名 会津若松商工会議所 福島大学経済経営学類 前橋工科大学学術研究院											

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 会津若松市東栄町3番46号

(所属) 会津若松市地域公共交通会議事務局

(氏名) 岡本 幸太郎

(電話) 0242-39-1209

(e-mail) kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

第1回会津若松市運賃協議分科会の協議結果について

令和7年8月26日に第1回会津若松市運賃協議分科会を開催し、令和7年10月からの会津乗合自動車の運賃改定について協議を行ったことから、その結果について下記のとおり報告いたします。

記

協議内容	会津乗合自動車株式会社の「路線バス等の運賃改定」について
協議結果	原案のとおり決定（全会一致）
その他	当日資料は、第1回運賃協議分科会当日資料参照 議事録については、別紙3参照

(第1回運賃協議分科会当日資料)

会津乗合自動車株式会社の「路線バス等の運賃改定」について

会津乗合自動車株式会社から本市に対して、路線バス等の協議運賃改定の申し出がありました。「協議運賃」(※)となっている路線バス等の運賃については、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、複数の運送事業者が参加する地域公共交通会議で協議することはできず、事前に住民等の意見を反映するための措置を講じた上で、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する「運賃協議分科会」において、協議を行うこととなっていますので、運賃改定について、下記のとおりご審議をお願いいたします。

※「協議運賃」(参考資料参照)

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金の上限を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、当該運賃等について運賃協議会等で協議が調ったときには、上限運賃の認可を受けることなく、届出(30日前)で足りるという制度に基づき、決定された運賃のこと。

記

(1)改定理由要旨

会津乗合自動車株式会社から申し出のあった運賃改定の理由は以下の通りです。「当社としては2007年10月以来の改定であり、その間、運賃は据え置いてまいりました。(消費税率引き上げによる変更を除く。)しかし、その間も少子高齢化、人口減少・コロナ禍による利用者の減少、燃料価格・物価高騰による運送費の増大等の要因により、厳しい経営状況が続いている状態でございました。更には、2024年問題(時間外労働の上限規制の強化)などへの対応により、人手不足が深刻化しており、人材確保の為にも従業員の待遇改善が急務となっている状況です。このような状況の中、今後も継続して安心・安全な輸送サービスを提供するためには運賃改定が必要であると判断したためです。」

(2)運賃改定の内容について

①一般乗合バス(路線バス)

項目	現行	変更
対キロ区間制基準賃率	50円80銭	60円00銭
初乗り運賃	180円	200円
小人運賃	大人運賃の半額(端数の5円は10円に切り上げ)	
障がい者割引	半額(端数の5円は10円に切り上げ)	

※金額は消費税10%込み

※対象路線については、別紙1をご参照ください。

※運賃比較表については、別紙2をご参照ください。

②まちなか周遊バス「ハイカラさん」「あかべえ」

項目	現行	変更
1回乗車運賃	210円	250円
小人運賃	110円	130円
障がい者運賃	110円	130円
障がい者運賃(小人)	60円	70円
1日フリー乗車券	600円	700円
1日フリー乗車券(小人)	300円	350円

※金額は消費税10%込み

③My Ride どこでもバス

運賃 (1回乗車)	現行		変更	
	エリア内移動	エリア内⇄ エリア外スポット	エリア内移動	エリア内⇄ エリア外スポット
大人	400円	500円	450円	550円
小人	200円	250円	230円	280円
大人障がい者	200円	250円	230円	280円
小人障がい者	100円	130円	120円	140円

※金額は消費税10%込み

(3)変更の時期

令和7年10月1日

(4)住民等の意見を反映するための措置について

住民等の意見を反映するための措置については、以下のとおり、意見聴取を実施いたしました。

① 本市 HP での意見募集

実施期間:8月8日(金)~8月21日(木)

結果 :0件

② 市公共交通会議(書面開催)での意見聴取

実施期間:8月12日(火)~8月21日(木)

結果 :5件 寄せられた意見は次頁のとおりです。

【交通会議(書面開催)での意見聴取の結果】

委員

	意見要旨
1	<p>改定理由要旨からは、運賃改定は必要だと考えます。</p> <p>① 2007年10月以来の改定であること</p> <p>② さまざまな要因により厳しい経営状況にあること</p> <p>③ 2024年問題等への対応、人手不足、人材確保のためにも従業員の待遇改善が急務であること</p> <p>変更(値上げ)率からみても20%未満であり、今回の改定申し出は妥当であると考えます。</p> <p>市民・利用者としては、いろいろな場面で生活が苦しくなっている現在、さらなる負担はさけて欲しいところではありますが、安心・安全な輸送サービスの継続のためには、やむを得ないと思います。</p>
2	<p>委員としての意見はないが、事業者からのコメントとして</p> <p>「少子高齢化・人口減少・コロナ禍による利用者の減少また燃料価格・物価高騰による運送費増大等の要因により、厳しい経営状況が続いている状態であり、更には、2024年問題(時間外労働の上限規制の強化)などへの対応により、人手不足が深刻化している中、人材確保の為に従業員の待遇改善が急務となっていることから、今後も継続して安心・安全な輸送サービスを提供するためには必要不可欠な対応と思われる。」</p>
3	<p>公共バスの運行は民間業者に依頼しているので、業者の負担を考えると物価高に合わせて運賃の上昇はやむをえないと考えます。</p> <p>新運賃については個人的には許容範囲です。</p>

オブザーバー

	意見要旨
1	<p>物価や燃料高騰など、コロナ禍以降、非常に厳しい状況にあり今後も継続されることと思われる。また2024年問題による労働時間の環境の変化に対応するための人材確保や従業員の待遇改善が急務であることから、運賃改定は必要な対応と考えられる。</p>
2	<p>昨今の燃料費や人件費等の物価高騰を鑑みれば、運賃の増額改定は必要と考える。</p> <p>引き続き社会情勢を踏まえ、運賃増減の改定を実施すべきである。</p>

(別紙1)

<協議運賃対象路線一覧表>

No.	路線・系統名	関係市町村		
1	2 金堀線	会津若松市		
2	3-1 本郷循環線(上米塚先回り)	会津若松市	会津美里町	
3	3-2 本郷循環線(工業団地先回り)	会津若松市	会津美里町	
4	4-1 住吉町経由高田線	会津若松市	会津美里町	
5	4-2 住吉町経由高田線(じげんプラザ経由)	会津若松市	会津美里町	
6	5 年貢町経由高田線(じげんプラザ経由)	会津若松市	会津美里町	
7	7-1 北会津・新鶴線(真宮・新鶴庁舎経由)	会津若松市	会津美里町	
8	7-2 北会津・新鶴線(真宮経由北会津支所)	会津若松市		
9	8-1 河東・湊線(米代・広田・原長谷川経由)	会津若松市		
10	8-2 河東・湊線(竹田・広田・原長谷川経由)	会津若松市		
11	9-1 若松・坂下線(七日町経由)	会津若松市	会津坂下町	湯川村
12	9-2 若松・坂下線(七日町・坂下東小経由)	会津若松市	会津坂下町	湯川村
13	9-3 若松・坂下線(竹田病院・七日町経由)	会津若松市	会津坂下町	湯川村
14	10-1 松長団地・芦ノ牧循環線(米代・芦ノ牧・大川発電所経由・若松駅前)	会津若松市		
15	10-2 松長団地・芦ノ牧循環線(竹田・芦ノ牧・大川発電所経由・若松駅前)	会津若松市		
16	11-1 西若松駅・笈川線(米代経由)	会津若松市	湯川村	
17	11-2 西若松駅・笈川線(竹田病院経由)	会津若松市	湯川村	
18	12-1 塩川・喜多方線(米代経由)	会津若松市	喜多方市	湯川村
19	12-2 塩川・喜多方線(竹田病院・アピオ経由)	会津若松市	喜多方市	湯川村
20	12-3 塩川・喜多方線(竹田病院経由)	会津若松市	喜多方市	湯川村
21	12-4 塩川・喜多方線(米代・アピオ経由)	会津若松市	喜多方市	湯川村
22	14 米代・河東線	会津若松市		
23	17 中央病院・居合団地線	会津若松市		
24	18-1 松長団地・西若松駅線(松長団地・北滝沢経由)	会津若松市		
25	18-2 松長団地・西若松駅線(松長団地・大塚山経由)	会津若松市		
26	19-1 千石・神明線(千石先まわり・竹田病院経由)	会津若松市		
27	19-2 千石・神明線(千石先まわり)	会津若松市		
28	19-3 千石・神明線(神明先まわり・竹田病院経由)	会津若松市		
29	19-4 千石・神明線(神明先まわり)	会津若松市		
30	20-1 まちなか周遊バス(ハイカラさん)	会津若松市		
31	20-2 まちなか周遊バス(あかべえ)	会津若松市		
32	20-3 まちなか周遊バス(通勤通学)	会津若松市		
33	51 若松駅・オリンパス線	会津若松市		
34	52 永井野・オリンパス線	会津若松市	会津美里町	
35	MyRideどこでもバス	会津若松市		

議事録

報告事項	令和7年度第1回会津若松市運賃協議分科会
日時	令和7年8月26日(火) 10:00~11:00
場所	会津若松市役所 本庁舎5階 会議室(5-3)
<p>○分科会長あいさつ 今回は、会津乗合自動車(以下、会津バス)の運賃改定についての協議となる。忌憚のないご意見をいただきたい。</p> <p>○構成員の紹介</p> <p>○議事</p> <p>1. 議案第1号 会津乗合自動車株式会社の「路線バス等の運賃改定」について 事務局より資料にもとづき説明。また、事務局の説明後、会津バスより補足の説明があった。</p> <p>(会津乗合自動車 オブザーバー) この度は時間の限られた中、運賃協議分科会の開催をしていただき御礼申し上げます。 先ほど説明があった通り、消費税改定を除いて、原価にかかわる運賃改定は2007年以来となる。この間、原価にかかわるコストが物価高騰等の影響により増加したことや運転手の確保については、待遇を上げていかないと人材の確保が難しいといった課題が出てきた。それらの原資の確保の為に、運賃改定がやむを得ないとの判断に至り、上限運賃の認可申請をさせていただいた。それに伴い、今回の議題の協議運賃対象路線にも上限運賃と同様の改定率を用いて、運賃改定をさせていただきたい。お客様から頂く運賃は、現行運賃から17%ほどの増加率として設定している。公平性を担保した中で、増加率は距離が短ければ少なく、距離が長ければ多くなるような設定となっている。生活利用の路線バスや観光利用の多いまちなか周遊バス、また、デマンド運行のどこでもバスについても増額の提案をさせていただいている。ご利用される方々には、運賃改定により影響があるが、昨今の厳しい事情を鑑みてご理解いただきたい。</p> <p>【質疑応答・意見】 (会津若松市区長会 委員) 説明いただいた内容はよく理解できるが、わからない点が何点かあるので教えてもらいたい。 公共バスは、市民・利用者にとって、なんとしても守ってほしいとの思いが当然あり、健全経営をしていただくことを願っている。今回、2007年10月からの改定で、この間値上げをせず、努力されてきたと思うが、厳しい経営状況であるとの内容が具体的にはわからない。この17年間で経営状況がどのように変化したか、情報開示されていることでわかりやすい内容があれば教えていただきたい。 また、従業員の待遇改善が急務であるとのことで、2024年問題もある中、よく理解できる。今回の値上げ幅で、待遇改善が可能なのか。交通会議での意見聴取でも利用者のさらなる負担はさけてほしいところではあるが、目的となる安心・安全な輸送サービスや健全経営を実現してほしいとの意見もある中、今回の改定額で、従業員の待遇改善等の対応ができるのかを教えてください。</p> <p>(会津乗合自動車 オブザーバー) まず、当社の事業を説明させていただくと、大きく分類すると生活利用の路線バスとしての乗合事業の他に、高速バス事業、貸切バス事業、タクシー事業がある。生活利用の路線バスについては、概ね補助金をいただいて運行しているものとなる。補助金をいただいていないのは、高速バス、貸切バスとなる。コロナ前に関しては、高速バスや貸切バスが収益として大きかったが、コロナ禍以降、高速バスについては、コロナ前の利用水準には戻っていない。貸切バスは、競争原理で受注をすることとなっている。高速バスと貸切バスとタクシーが主な収益源となっていたが、コロナ禍以降、高速バス、貸切バスについては、収益が少なくなっており、生活路線の穴埋</p>	

めができない状況になってきている。そのため、今回改定で生活路線の収益を確保したい意図がある。今までは内部補助で維持をしてきたが、これからはそれが通用しないので、事業ごとに収益をみていく必要がある。

また、今回の運賃改定の改定率で運転手の確保ができるかということについては、試算において考慮しており、今回の増加率で人材確保は実施していきたいと考えている。

(会津乗合自動車 委員)

補足として、今までは高速バスなどの儲かっている部門と路線バスなどの儲かっている部門があり、会社が自主的に儲かっている部門の利益を赤字事業の路線バスに補填する形で事業を維持してきたが、コロナや原油高の影響で、その構造が限界を迎えた。これからは、利用者に相応の負担をしていただく必要があるため、今回の運賃改定の判断に至った。どの程度費用が上がっているかは、修繕費では2、3年前の2倍、燃料費は、1.6~1.7倍で、一時期は2倍近くまで上がっていたため、自分たちの利益では補填がしきれない。これまでは、会社の利益を赤字補填につき込んでいたため、従業員の待遇改善もできなかった。今回の値上げでできる待遇改善の範囲は限定的。世の中は今年だけでなく、これからも賃金は上昇していく傾向にあると思う。今回はこの範囲で何とか賄える運賃改定にしたが、交通会議での意見にもあるとおり、何十年も値上げをしないということではなく、社会情勢に合わせて、運賃を調整していく世の中になっていくと思っている。

(会津若松市区長会 委員)

よく理解できた。

当方は、会津若松市の議会モニターに参加しており、公共交通についても触れている。議会側の視点として、大きく2つあり、1つが市民や利用者の声をよく聞いてほしい、2つ目は、補助金にできるだけ頼らないで運営してほしいということが挙げられている。これらは矛盾しているように感じており、市民の意見を聞いていくと費用はかかると思う。市民からは、路線を拡大してほしい、ダイヤを細かく設定してほしい、値段を上げないでほしいとの声もあるかもしれない。一方、事業者の経営が成り立たないと運営できない。その上、補助金に頼らないでほしいとのことで、かなり矛盾していると感じている。公共交通は補助金なしでは成り立たないと思っている。生活路線には補助金も活用しているとあったが、運賃もそうだが、補助金も上げていかないといけないと思っている。交通事業者が倒産しては路線バスも守れないので、非常に複雑な問題を抱えていると感じている。そのような中、公共交通はこれからどうなっていくのかと感じている。

結論からは、今回の運賃改定はよく理解できる。

(事務局)

今ほどのご意見の中で補助金の話があったかと思うが、路線バスには補助金が入っていない自主運行路線もあるが、国・県・市で補助金を出している路線も当然ある。補助路線の中で、市町村をまたぐ広域路線と本市内を運行する路線バスの赤字補填として、市から支出している補助金は物価・燃料高騰等で赤字補填額は増加傾向にある。補助金投入も手段としてあり、利用している受益者から一定程度運賃をいただいて、路線の維持に活用するというのも手段としてある。

(議長)

運賃を改定しないと補助が増えていき、税金で補填するので、バスを利用しない人も維持費を負担する構造となる。市としても、青天井にいつまでも補助金での支援を続けられるかわからず、会津バスと効率的に路線の在り方も検討していく必要がある。

(事務局)

資金面もあるが、運転手不足が非常に深刻となっているので、補助すれば維持できるという状況でもなくなっている。運転手確保にかかる支援も必要だろうと考えている。

(議長)

県内の他のバス会社の運賃改定の状況はどうか、情報があれば教えてほしい。

(会津乗合自動車 オブザーバー)

県内の乗合バス事業者に関しては、今年の4月にいわきの新常磐交通、5月に中通りの福島交通にて運賃改定が行われている。実施している値上げ幅に関しては、各社若干の差異があるが、2007年以来の改定となる。

(事務局)

タクシー運賃についても、全県共通で初乗りが580円から700円に上がっている。改定率では、全体で10.77%となる。

(福島運輸支局 委員)

意見聴取の結果をみて、物価高や運転手不足について言及があるが、昨今の社会情勢を鑑みると運賃改定をしやすい環境にある。値上げをするとサービスの内容や質に注目される傾向にあり、路線バスを維持してほしいと強く思っている利用者もいると思うので、引き続き、安全運行に力を入れて、継続して事業をしていただくことをお願いしたい。

(本市観光課)

教育旅行を担当しているが、修学旅行生は路線バスより周遊バスを主に利用している。運賃改定は致し方ないと考えており、誘致活動の際に値上げの周知を行えればと思う。

議長から委員に議案第1号についてお諮りし、全会一致で異議なしとの声をいただいたことから、原案のとおり決定。

2. その他
特になし。

○閉会

以上

(平成 21 年 2 月 23 日決裁)
(平成 24 年 2 月 1 日決裁)
(平成 27 年 1 月 30 日決裁)
(平成 28 年 5 月 1 日決裁)
(令和 3 年 4 月 19 日決裁)
(令和 4 年 6 月 28 日決裁)
(令和 6 年 11 月 27 日決裁)
(令和 7 年 4 月 21 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、会津若松市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化・再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、もって地域の实情に即した住民への輸送サービスを提供することを目的とする。

(交通会議の事務所)

第 2 条 交通会議の事務所は、会津若松市役所内に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第 5 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第 27 条の 16 第 1 項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 法定計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 道路運送法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（同法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新及び同法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 道路運送法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 鉄道事業者の代表
- (6) 住民（又は利用者）の代表
- (7) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (8) 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長が指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (10) 福島県会津地方振興局長が指名する者
- (11) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
- (12) 福島県会津若松警察署長が指名する者
- (13) 会津若松商工会議所会頭が指名する者
- (14) 会津若松市副市長
- (15) 会津若松市企画政策部長
- (16) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者
- (17) 現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 第1項第1号から第13号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、前条第1項第14号に規定する委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員（代理人を含む。）の3分の2以上の同意により決する。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議の幹事会)

第8条 交通会議は、第3条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 交通会議は、第3条に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、事務局を市の公共交通に関する事務を所管する課に置く。

- 2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、会津若松市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(交通会議の監査)

第12条 交通会議に監事2名を置く。

- 2 交通会議の出納の監査は、構成員の互選により選任された監事によって行う。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議の財務)

第13条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が廃止された場合の措置)

第14条 交通会議が廃止された場合においては、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日以降に初めて選任された第4条第1項第6号及び第9号に掲げる委員の任期は、平成22年1月20日までとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。